



お知らせ
情報版

お問い合わせは直通電話で

NTT 電話でもケーブル電話でも、担当の課に直通でつながります。

ケーブル電話…南条・今庄地区から河野地区、河野地区から南条・今庄地区にかけるときは **166** をつけてください。



1. 学生減免

対象者：住民票が町内にあ
るが、実際は町外に
居住している学生。

手続き：学生証のコピー等
を添えて、役場備
え付けの指定書類
にて申請してくだ
さい。

2. 一般減免

対象者：住民票が町内にあ
るが、実際には施
設入所、病院に入
院等の理由で居住
していない者。

手続き：診断書、入院・入
所証明書等を添え
て、役場備え付け
の指定書類にて申
請してください。

※一般減免は年度更新になり
ます。17年度に申請され
方も、更新のため申請をお
願いします。(平成18年3
月以降に申請された方は18
年度用の再申請は必要あり
ません)
※減免期間が1年以上になる
方に限ります。

**南条地区
ソフトボール大会
参加者募集**
教育委員会 ☎47・80005

■日 時
4月9日(日)
午前7時30分から
(雨天時16日に順延)

■会 場
南条総合運動公園

■参加資格
南条地区在住もしくは南
条地区に勤務している人

■チーム編成
年齢不問で1チームは監
督以下20名以下とします

■代表者会兼抽選会

■日 時
4月3日(月)
午後8時から

■会 場
南条文化会館

※4月3日(月)までに教育
委員会へお申し込みくださ
い。

**自衛衛生隊
幹部候補生募集**
自衛隊福井地方連絡部越前募集事務所
☎0778・22・6139

■募集種目
一般・技術幹部候補生

■受付期間
平成18年4月1日(土)～
5月12日(金)

■応募資格
20歳以上28歳未満(詳細
は、お問い合わせ下さい。)

■試験期間
◎1次
平成18年5月20日(土)、
21日(日)

◎2・3次
平成18年6月以降

**町民登山
参加者募集**
教育委員会 ☎47・80005

■日 時
4月30日(日)

■集合場所
南越前町役場前
午前7時30分出発

■行き先
呉枯ノ峰(雨天中止)

■参加費
2,500円
(バス代・保険料等)

■締切り
4月14日(金)

■申込み先
教育委員会

**平成18年度下水道料金
減免申請受付**
建設整備課 ☎47・80003

下水道料金は、住民基本台
帳の人数で決定されています。
次の対象となる場合は、減
免制度を受けることができます。

また、1年以上の減免とな
る場合は、常時受け付けます。
※住民票を町外に移された場
合は、自動的に人数から差
し引かれますので手続きは
不要です。

■受付期間
平成18年4月3日(月)～
4月28日(金)

ケーブルテレビ 使用料減免申請

ケーブル局舎 ☎47・8006

ケーブルテレビの使用料金には、減免制度があります。

■対象世帯

平成18年3月31日現在で、満65歳以上の方のみの高齢者世帯で、町民税が非課税の世帯、または、この事項に準ずる世帯

■減免料金

放送種別1の使用料金をみ減免(月額1,050円)

■減免期間

平成18年4月分使用料金から平成19年3月分使用料金まで(平成18年5月末口座振替分から平成19年4月末口座振替分まで)

■必要書類

ケーブルテレビ利用料金等減免申請書

■申請期日

平成18年5月19日(金)まで

乳幼児医療費 受給現況届

町民税務課 ☎47・8015

現在、乳幼児医療費を受給中の方で、第3子以上にいる世帯の満3歳から小学校就学前の幼児については、現況届を提出していただくことになります。

この届がないと、4月以降の医療費が助成されませんので、忘れずに提出してください。

■受付期間

3月27日(月)から4月

7日(金)

■受付場所

町民税務課

各総合事務所生活企画室

■持ち物

現況届・印鑑
健康保険証

#8000



子ども救急 医療電話相談

お子さんの急病などで、夜でもすぐに病院に行った方がいいのか、翌朝まで様子をみていいのか迷うことはありませんか？小児科医が電話でアドバイスします。

■相談時間 毎日19時～23時

■電話番号 #8000 (短縮ダイヤル)

☎ 0776・25・9955 (ダイヤル回線)

■相談内容 子どもの急な病気に関する相談

※慢性疾患や育児相談については応じられません。
※電話によるアドバイスです。簡潔にご相談ください。診断・治療はしません。

■問合せ 県医務業務課 ☎ 0776・20・0346

福井県医師会 ☎ 0776・24・0387

南条SAスマートIC 実験期間を延長します

南条SAスマートICは、3月22日(水)以降も継続して利用できます。

ぜひ、ご利用ください。

■問合せ 建設整備課 ☎ 47・8003

あなたの若い力を待っています 南越前消防団に 入りませんか

南越前消防団では、火災や地震等の災害の発生に備えて、地域防災の要となる消防団員を募集しています。かけがえのない私達のまちをあなたの力で「安全」、「安心」なまちにしてみませんか。

消防団は、平素から災害防ぎょ活動をはじめ、防火指導や警戒広報などの活動を行い、日夜、地域の防火防災のために活躍しています。又、防災活動に必要な知識と技術を習得するために、消火訓練など教育訓練を行います。

■入団資格

- ・南越前町内に居住し、又は勤務している者
- ・年齢が18歳以上である者

■団員の身分、処遇

特別職の地方公務員です。

条例で定め報酬や活動に必要な制服などが支給されます。活動によりケガなどされた場合、条例等に基づき補償されます。一定期間団員として活動されると、退職報償金が支給されます。

■問合せ 総務課 ☎ 47-8000

南消防署消防係 ☎ 45-0119

軽自動車税の納期が変わります

●平成18年度から軽自動車税の納期が「4月30日」から「5月31日」へ変更となります。

現在、お手元にお持ちの軽自動車税納税証明書(車検用)の有効期限は、「平成18年4月30日」までとなっていますが、5月に車検を受けられる方は「平成18年5月30日」までの証明書を発行します。

お手数ですが町民税務課もしくは最寄りの総合事務所生活企画室へご連絡ください。

また、納期の変更に伴い、4月中旬に発送していただきました納付書は、5月中旬に発送、納期限は5月31日に変更となります。ご注意ください。

固定資産税の口座振替について

5月1日(月)に固定資産税の全期前納分または第1期分を指定口座より振り替えます。当日までに指定口座の残高をご確認ください。

特に全期前納による振り替えの方は指定口座の残高が不足しますと、自動的に今年度分が各期での振り替えとなります(※1期分の残高があっても、1期だけの振り替えはできません)のでご注意ください。

また、新たに口座振替での納税をご希望の方は早めにご手続きをお願いします。

■問合せ

町民税務課

☎47・80014

今庄総合事務所生活企画室

☎45・80000

河野総合事務所生活企画室

☎48・77001

武生税務署からのお知らせ

■武生税務署

☎22・08900

雪害により被害を受けた皆様へ

雪害等の災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で

- ①所得税法に定める雑損控除の方法(この雑損控除の損失額には豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます。)
- ②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法

のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。この適用を受ける場合には、災害に関して支出した費用の領収書が必要となりますので、領収書の保管をお願いします。

確定申告はお済みですが、確定申告が間違っていたら...

確定申告書を提出した後で申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていたりしている方はいませんか。もう一度ご確認ください。

【税額を多く申告していたとき】
確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。

けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告されることをお勧めします。税務署の調査を受けた後で、修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、その税額の10(15)%の過少申告加算税又は35%の重加算税がかかります。

●更正請求期間

平成17年分の所得税
平成19年3月15日(木)まで
平成17年分の個人事業者の消費税及び地方消費税
平成19年4月2日(月)まで

【税額を少なく申告していたとき】

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは「修正申告」をしましょう。修正申告は、税務署から更正を受

【確定申告を忘れていたとき】
確定申告をしなければならぬのに、申告書の提出を忘れていたときは、直ちに確定申告をしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といい、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告されることをお勧めします。

税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、それによって納めることになった税額のほかに、その税額の15%の無申告加算税又は40%の重加算税がかかります。

分からないときは、最寄りの税務署にお尋ねください。

スポーツ・大会の結果 (敬称略)

第2回南越前町新春囲碁大会

- 日時 3月5日(日)
- 会場 南条地区公民館
- 参加 28人
- 優勝 今村 彰夫(四段・脇本)
- 二位 檀尾 慶丞(二段・鋳物師)
- 三位 山本 清(二級・瀬戸)

南条サッカーフェスティバル

- 日時 3月21日(祝)
- 会場 南条中学校体育館
- 参加 6チーム
- 優勝 イーストロード
- 準優勝 ガンバ南条
- 3位 鋳物師

シルバー人材センター短信

ご存知ですか

シルバー人材センターのしくみ

- 就職は望まないが働く機会を得て、収入を得たいという高齢者にその機会を提供する団体です。
- 就職を通じて社会参加をし、生きがいを高め健康を維持するなど、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的としており、営利を目的としません。
- 仕事はセンターが請負い(委任の形で)会員がその業務に就業するもので、発注者(仕事の依頼主)と会員の間には、雇用関係はありません。仕事の受注、

- 契約、請求、集金、支払までセンターが窓口になります。
- 入会を希望される方はぜひセンターまでご連絡下さい。
- おおむね60歳以上の南越前町内に居住する健康な方で、センターの主旨、目的に賛同された方であればどなたでも入会できます。

■お問合せ

(社)南越前町シルバー人材センター
 南条支所 ☎47-11102
 河野支所 ☎48-13131

事業主の皆様へ

労働保険料・納付はお早めに!

平成17年度確定申告・平成18年度概算

労働保険(労災保険・雇用保険)の申告・納付期間は、4月1日~5月22日です。

- ・期限間近になりますと、窓口は大変混雑します。申告の手続きは、早めに済ませましょう。
- ・労働保険事務組合に委託されている方は、事務組合が指定した日までに手続きをしましょう。

■福井労働局労働保険徴収室 ☎0776・22・0112

国民年金からの
お知らせ
町民税務課
☎47・8015

納め忘れの国民年金保険料は 今月中に納めましょう

平成16年3月分から平成18年2月分の国民年金保険料の中で納め忘れていた月はありませんか?

もし、納め忘れていた場合は、4月28日(金)までに銀行や信用金庫等の金融機関、郵便局やコンビニエンスストア(一部を除く)のほか、社会保険事務所の窓口で納めてください。万が一納め忘れの場合、障害年金や遺族年金が受けられなくなる恐れもあります。国民年金保険料を納付することは、世代と世代の支え合いです。自分自身やご家族のためでもあります。

なお、社会保険事務所では、納め忘れにより、皆さまの大切な年金を受け取る権利が失われたいよう、電話による納付のご案内や、直接ご自宅にお伺いし、納付のご案内や各種相談に応じています。

また、5月1日(月)は、平成18年3月分の国民年金保険料の納付期限です。

国民年金保険料が引き上げられます

平成18年4月分から国民年金保険料が280円引き上げられ、13,860円になります。

1年分の保険料額は166,320円になりますが、5月1日(月)までに前もって1年分を前払い(前納)していただく2,950円引きがかかりますので大変お得です。

また、半年分(6ヶ月)を前納していただいても、680円引きがかかります。また、口座振替での前納は、さらにお得です。

環境配慮型住宅設備の設置



環境への負荷を小さくするため、環境配慮型の住宅設備の設置に対し助成します。

第一次募集 受付期間

4月3日(月)～5月12日(金)

太陽光発電設備 補助件数 4件

屋根融雪・雨水再利用設備 補助件数 2件

内容を審査させていただきます。申請が多い場合は抽選になります。

対象となる方

- ・自ら居住する戸建住宅に対象設備を設置される方。
- ・年間所得が1200万円以下の方。
- ・対象設備を設置する建売住宅を購入する方。

補助の条件

- ・設備の販売・施工者は県登録を受けている事業者に限る。(事業者一覧は建設整備課又は、各総合事務所地域振興室で閲覧できます。)
- ・この制度により設備を設置した場合には、設置後3年間(年1回)使用状況の報告を必要とする

補助対象の設備と補助金額



対象設備の種類	補助額	限度額
太陽光発電設備	(設置費) × 2/9、出力(KW) × 10万円のいずれか低い方の額	40万円
屋根融雪・雨水再利用設備	(設置費) × 2/9	40万円
雨水再利用設備	(設置費) × 2/9	20万円
太陽熱温水設備	(設置費) × 2/9	20万円
風力発電設備	(設置費) × 2/9	20万円
複数の設備		60万円

その他 設備ごとに補助要件等がありますので、建設整備課までお問合せください。

木造住宅の耐震診断



地震はいつ起こるかわかりません。被害を最小限にするためには地震に対する備えが必要です。町では、地震の際の被害軽減を図るため、木造住宅の耐震診断事業を行い、耐震診断を希望される方に診断費用の一部補助を行うこととなりました。

耐震診断士を派遣し木造診断を行いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

■補助内容

募集件数 6件(先着順)
 診断費用 30,000円/件
 うち、補助額 27,000円
 個人負担 3,000円

■対象・要件

対象家屋 昭和56年5月31日以前に着工された在来工法又は枠組壁工法による一戸建木造住宅
 (店舗等と併用している住宅は、延床面積の2分の1以上が住宅の用途であること)
 申込要件 南越前町内の木造住宅であること

募集期限 4月3日(月)～5月12日(金)
 (募集期間内であっても募集件数になり次第終了します)

■申し込み

申込書に次の書類を添えて提出してください。
 ・住宅位置図
 ・住宅の所有者および建築年月日が確認できる書類
 ※詳しいことはお問い合わせください。

■問合せ・申し込み

建設整備課 ☎47・8003

スポーツで心身ともに健康づくり

南越前町スポーツ少年団に加入しませんか

南越前町スポーツ少年団には全部で15の単位団があります。単位団ごとの活動のほか、体力テストや町内外の団との交流会など、年間を通じて様々な活動を行う予定です。



No.	単位団名	加入対象	代表指導者	活動予定日	時間	活動場所
1	今庄野球	小学3年以上男女	野崎 俊朗	週4～5日(土日含む) 日曜日は主に練習試合	平日 19:30～21:00 土・日 9:00～12:00	今庄中学校グラウンド
2	河野野球	小学2年以上男女	山本 一也	週4日	17:00～19:00	河野小学校グラウンド
3	南条野球	小学1年以上男女	加藤 正人	毎週月・水・金曜日 土・日曜日	16:30～19:30 土・日は主に練習試合	南条小学校グラウンド 南条総合運動公園
4	湯尾野球	小学1年以上男女	勝見 師義	3年以上 火・水・金・土・日 1・2年は担当指導者がいる時	平日 17:00～日没 休日 その時に応じて	湯尾小学校グラウンド
5	今庄剣道	小学1年以上男女	関根 哲雄	毎週火・金曜日	火曜 19:30～21:00 金曜 20:00～21:00	今庄中学校体育館
6	河野剣道	小学1年以上男女	堂下 裕昭	毎週火・木曜日	17:00～18:30	河野小学校体育館
7	南条剣道	小学1年以上男女	高木 勝彦	毎週土曜日	19:00～21:00	町民武道館
8	河野バレーボール	小学1年以上男女	道幸 晴彦	毎週水・金曜日	18:00～20:00	河野小学校体育館
9	南条バレーボール	小学1年以上男女	岩崎 守	毎週月・水・金曜日 毎週土曜日	19:00～20:30 13:00～17:00	南条中学校体育館 南条小学校体育館
10	湯尾バレーボール	小学1年以上女子	河端 清美	毎週水・金曜日	水曜 18:30～20:30 金曜 18:00～20:00	湯尾小学校体育館
11	今庄卓球	小学2年以上男女	山本 康	毎週月・水曜日	19:30～21:00	今庄中学校体育館
12	南条卓球	小学3年以上男女	井上 元二	毎週火・金曜日	16:00～18:00	南条小学校体育館
13	南条サッカー	小学1年以上男女	坂川 久吉	火・木(低学年) 火・木・土(高学年)	18:00～20:00	南条総合運動公園 南条小学校グラウンド
14	南条水泳	小学1年以上男女	神山 宏	毎週水・土曜日	水曜 18:20～19:30 土曜 9:00～10:00	ウォーターランド南条
15	南条柔道	小学1年以上男女	大塚 和治	毎週火・木・土曜日	19:00～21:00	町民武道館

南越前町スポーツ少年団登録申込について

【第1次締切日】4月12日(水) 【第2次締切日】6月23日(金) ※その後は随時受け付けます。

スポーツ少年団の加入額 1,400円(登録料900円、スポーツ安全保険加入料500円)

■問合せ先 教育委員会事務局 ☎ 47-8005 教育委員会今庄事務所 ☎ 45-8003 教育委員会河野事務所 ☎ 48-7711

加入していませんか?

スポーツ安全保険



対象は…スポーツ・文化・ボランティア活動・地域活動等を行う、5人以上のグループ。

内容は…グループ活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故を補償します。(往復途上も含めます)

(注) 掛金には共済掛金1人20円が含まれています。

■問合せ先 教育委員会

対象となる団体	掛金 (1人年額)	傷害保険				賠償責任保険 (補償限度額)	共済見舞金
		死亡	後遺障害	入院(日)	通院(日)		
子どもグループ(中学生以下) 文化ボランティア活動(高校生以上)	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 (免償1,000円) 財物賠償 500万円 (免償1,000円) 突然死 (急性心不全、 脳内出血等) 160万円	
老人クラブ団体(60歳以上)	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
成人のスポーツ(高校生以上)	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
山岳登はん等を行う団体	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		